

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

2
2025

TOPICS

P2 資産安心コラム

準確定申告は必ずやるべき？
必要な手続きを解説



P3 暮らしとお金の教養講座

相続財産に株式がある場合
どんな手続きが必要？



P4 相続・贈与の基礎知識

遺言書が見つからない場合は
どのように相続したらよいのか



数字で見る相続

令和7年度税制改正 103万円の壁引上げ



2024年12月20日、与党は『令和7年度税制改正大綱』を発表しました。

注目されていた、いわゆる『103万円の壁』の見直しについては、「123万円」へ引き上げるなどとし、今後も協議を進めることとなりました。特定扶養控除を受けられる子どもの年収要件も「150万円」への引上げが明記されました。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、適用期限が2年延長されています。また、個人事業主が事業用資産を贈与する際に適用される、贈与税の納税猶予制度での事業従事要件について「贈与日まで引き続き3年以上」が、「贈与の直前」に変更されました。

老後に向けた資産形成促進の観点からiDeCo（個人型確定拠出年金）の毎月の拠出限度額が引き上げられることとなりました。

準確定申告は必ず行うべき？ 必要な手続きを解説

相続が開始した場合、亡くなった人の就労の形態や収入の状況によっては、通常の確定申告に準ずる形で相続人が代わりに準確定申告を行わなければなりません。今回は、準確定申告の概要や手続きの流れ、注意すべき点などについて説明します。

相続人が行う準確定申告 準確定申告が必要なケースとは

所得税の確定申告では、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について計算し、その所得金額に対する税額を算出して、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税を行うことになっています。しかし、年の途中で亡くなった人の場合は、相続人がその年の1月1日から死亡した日までの所得金額および税額を計算して、所得税の申告と納税を行わなければなりません。これを準確定申告といいます。なお、準確定申告では、所得の計算期間のほかに申告期限や申告先なども通常の確定申告とは異なり、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に、亡くなった人の住所地を管轄する税務署に申告し、納税することと定められています。

相続人が準確定申告を行う必要があるのは、事業所得や不動産所得がある人、2,000万円を超える給与所得がある人など、通常の確定申告が必要となる納税者が亡くなった場合です。したがって、1カ所から給与収入を得て会社で年末調整をしている会社員などの場合には、準確定申告は不要です。ただし、準確定申告を行う必要がない場合でも、退職などで年末調整が行われていない場合や医療費控除を受けられる場合などには、準確定申告を行うことによって源泉徴収された所得税の還付を受けることができる可能性があります。

また、準確定申告を行うには、準確定申告書を紙で作成して、税務署に持参または郵送する方法のほかに、電子申告（e-Taxを利用した申告）も可能です。また、税理士に依頼することもでき、その場合は所得税や還付金の計算、税務申告などを税理士が代行してくれます。

準確定申告の流れと注意点 期限を過ぎるとペナルティも

準確定申告の手続きの流れは、まず、準確定申告書と添付書類、たとえば亡くなった人の所得に関する書類（会社員や年金受給者の場合は源泉徴収票）、所得控除の対象となる社会保険料や生命保険料などの控除証明書、生前支払った医療費などの領収書を準備します。準確定申告は相続人全員で手続きをする必要があり、相続人全員に申告が必要である旨や必要な手続きを共有し、準確定申告書を作成し、全員が連名で提出する必要があります。これらの準確定申告書と添付書類を亡くなった人の住所地を管轄する税務署に提出します。

準確定申告を行う場合の注意点です。①準確定申告は相続税申告とは別の手続きで、申告期限も相続税申告より早く設定されています。相続税申告は、相続した遺産の合計価額が所定の基礎控除額を超える場合の手続きで、期限は相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内ですが、準確定申告は4カ月以内です。②期限内に申告を行わないと、無申告加算税や延滞税などのペナルティが科されることがあります。③申告義務は相続人が承継するため、相続人が複数いる場合は全員が共同して手続きをしなければなりません。④還付金がある場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。⑤申告書の提出先は亡くなった人の死亡時点の納税地の税務署で、相続人の居住地からは遠方となることもあります。

準確定申告は相続税申告とは別の手続きで、申告期限が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内と短く、亡くなった人の財産状況によっては必要な書類を集めるのに時間がかかることもあるため、早めに手続きを進めましょう。

相続財産に株式がある場合 どんな手続きが必要？

相続財産に株式がある場合、株式の相続は預貯金などの財産と比べて評価および手続きが複雑になります。今回は、株式の相続に必要な手続きや評価方法の説明と、未受領の配当金がある、管理している証券会社がわからないなどの場合の対応について紹介します。



株式を相続する手順 上場と非上場で評価方法が違う

相続財産に株式が含まれている場合、次のような手順で株式を相続します。

- ①故人が取引を行っていた証券会社へ相続開始日時点での残高証明書の発行を依頼します。
- ②相続人が複数いる場合で遺言書がない場合は、遺産分割協議を行います。並行して株式などの相続財産の評価をしておきます。
- ③上場株式については、相続する人が決まったら、証券会社で名義変更手続きをします。なお、名義変更をするには、相続人名義の口座が必要となります。非上場株式の場合は、その会社の定款で定められた方法で名義変更手続きをします。
- ④相続財産が基礎控除額を超える場合、申告期限（被相続人の死亡を知った日の翌日から10カ月以内）までに相続税の申告・納付を行います。
- ⑤名義変更完了後、相続した株式を売却できるので、売却か、そのまま保有かを検討します。

次に、株式の評価方法について簡単に紹介します。上場株式の場合は「課税時期の最終価格×保有株数」で評価します。なお、課税時期の最終価格が①相続開始月の毎日の終値の月平均額、②相続開始月前月の毎日の終値の月平均額、③相続開始月前々月の毎日の終値の月平均額のうち最も低い金額を超える場合は、その最も低い価格により評価します。また、非上場株式の評価方法には、大きく、原則的評価方式である①純資産価額方式、②類似業種比準方式とその折衷方式、特例的評価方式である③配当還元方式の3種類があります。原則的評価方式と特例的評価方式のどちらを適用するかは、任意に選べるものではなく、会社の種類や株主の種類などにより定められています。

未受領の配当金を受け取るには 時効前に早めの手続きを

では、株式の相続において、株式に未受領の配当金がある場合や口座のある証券会社がわからない場合は、どのように対処すればよいのでしょうか。

相続した株式に未受領の配当金がある場合、通常は名義変更の際に発行会社の株主名簿管理人となっている信託銀行などの金融機関で手続きを行います。ただし、上場会社では定款で配当金の時効を3年や5年と定めていることが多いので、この期間を過ぎると請求できなくなります。

また、株式を預けている証券会社がわからない場合には、「証券保管振替機構（証券を預かって管理している機関）」に問い合わせ、どこの証券会社と取引があるのか開示してもらうことができます。この開示請求を行うには、開示請求書のほかに、相続人の本人確認書類と戸籍謄本、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本など、または法定相続情報一覧図、被相続人の最後の住所がわかる資料などが必要になります。

なお、株式の相続手続きをしないでいると、株式は相続人全員の「準共有」状態となります。この場合、議決権など株主権を行使するには、相続人のうち1人を「権利行使者」として定め、株式発行会社へ通知しなければならず、また、配当金は受け取るたびに相続人の間で分配しなければなりません。放置するとこうした手間もかかるので、早めに相続手続きをするのがよいでしょう。

株式の相続は、ほかの財産と比べて手続きが複雑なため、相続開始前から取引のある証券会社の窓口などで確認しておくことが大切です。株式の評価の方法はむずかしく、特に非上場株式の場合は専門家に相談することをおすすめします。

遺言書が見つからない場合は どのように相続したらよいのか

相続が開始した場合、遺言書が残されているかどうかで相続の手続きが変わってきます。そのため、まず遺言書の有無を確認する必要がありますが、遺言書の保管場所がわからない場合もあります。今回は、遺言書が見つからない場合の相続手続きについて説明します。

遺言書の有無を確認するには？ 公証役場で確認できる場合も

相続が開始したら、まず遺言書の有無を確認する必要があります。遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言などがあります。自筆証書遺言は、遺言者が遺言を自書してみずから保管、または法務局の保管制度を利用して保管し、公正証書遺言は、公証人が遺言者から遺言内容を聞き取り作成し、その原本は公証役場に保管されます。秘密証書遺言は、遺言書を公証役場に持参して存在を証明してもらい、遺言者が保管します。

遺言書がすぐに見つからないときは、公正証書遺言や秘密証書遺言の場合は、近くの公証役場に問い合わせると、その有無を確認できます。公正証書遺言は原本が保管されており、その謄本の取得が可能です。秘密証書遺言の場合は原本を自己保管するため、その原本を探す必要があります。公証役場で記録が確認できなかった場合は、自筆証書遺言が残されているかもしれないため、遺言などの相談をしていた弁護士などに確認します。

遺言書が見つからない場合は ない前提で遺産分割協議を行う

遺言書を探しても見つからない場合は、法定相続人が亡くなった人の財産を相続することになるため、相続人や相続財産の調査を行い、協議により遺産を分割します。法定相続分と異なる遺産分割協議を行うことも可能です。

遺産分割協議後に遺言書を見つけたときは、原則として、遺言書の内容が相続において最優先されるため、遺産分割協議は必要がなかったということになります。ただし、相続人の全員が合意すれば原則として、遺言書と異なる内容の遺産分割協議を成立させることもできます。しかし、遺言書の存在と内容を把握していたとしたら、遺言書と異なる遺産分割協議をしなかったであろうと考えられる場合にまで、遺産分割協議を有効とすべきものではないとも考えられるため、その場合には争いになる可能性があるともいえます。

相続開始後の手続きが煩雑にならないよう、相続開始前に遺言書の有無を把握しておきましょう。